

関西電力株式会社高浜発電所第3号機の工事の計画
(ドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去)の届出についての確認結果

(届出の概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

届出年月日等：

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出)

平成29年 7月25日 (関原発第115号)

(電気事業法に基づく届出)

平成29年 7月25日 (関原発第116号)

補正年月日等：

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出の一部補正)

平成29年 8月16日 (関原発第187号)

(電気事業法に基づく届出の一部補正)

平成29年 8月16日 (関原発第188号)

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び位置

名称：高浜発電所

位置：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW

第3号機： 870, 000 kW (今回申請分)

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

放射性廃棄物の廃棄施設

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

(8) ろ過装置

・ドライクリーニング溶剤蒸留器 (3・4号機共用)

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5. 工事の計画の内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：放射性廃棄物の廃棄施設の改造であって、気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係るもの（ろ過装置であるドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去等）

6. 届出理由

ドライクリーニング装置（届出対象範囲：ドライクリーニング溶剤蒸留器）は、溶剤に代替フロンガスを使用し、管理区域内で着用した作業着等の洗たくを行っているが、オゾン層破壊、地球温暖化等の環境への影響の配慮から、今後、代替フロンは使用しないこととし、ドライクリーニング装置を撤去する。

（確認概要）

1. 確認内容

今回の届出に係る工事計画、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、耐震性に関する説明書、強度に関する説明書、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書、流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置に関する説明書、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書及び添付図面に加え、別記のとおり関西電力から追加で提出のあった内容も併せて確認した。

確認した結果、以下のとおり核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1項に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであること、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであること、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであることを確認した。

- ・許可との整合性については、本届出に係る内容が、ドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去であり、高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の設計方針及び仕様どおりであり、更に撤去対象以外の機器に係る平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可した工事計画における基本設計方針及び仕様を変更するものではないことから、許可を受けたところによるものである。
- ・流体状の放射性廃棄物の処理能力及び施設外への漏えい防止能力については、ドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去に伴い、流体状の放射性廃棄物の発生はなくなること

から、技術基準規則第39条第1項及び第2項の規定の適合性に影響を与えるものではない。

- ・放射性廃棄物の廃棄施設の耐震性については、本届出で撤去するドライクリーニング溶剤蒸留器と取り合う設備も撤去することから、既設設備に影響を及ぼす切断等の作業を伴わず、技術基準規則第5条の規定の適合性に影響を与えるものではない。
- ・放射性廃棄物の廃棄施設の強度については、本届出で撤去するドライクリーニング溶剤蒸留器と取り合う設備も撤去することから、既設設備に影響を及ぼす切断等の作業を伴わず、技術基準規則第17条の規定の適合性に影響を与えるものではない。
- ・設計及び工事に係る品質管理の方法等については、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、安全文化を醸成するための活動、不適合の報告及び処理、業務プロセス、設計管理のグレード分け等を含めて品質保証計画として定められており、品質管理基準規則に適合する。

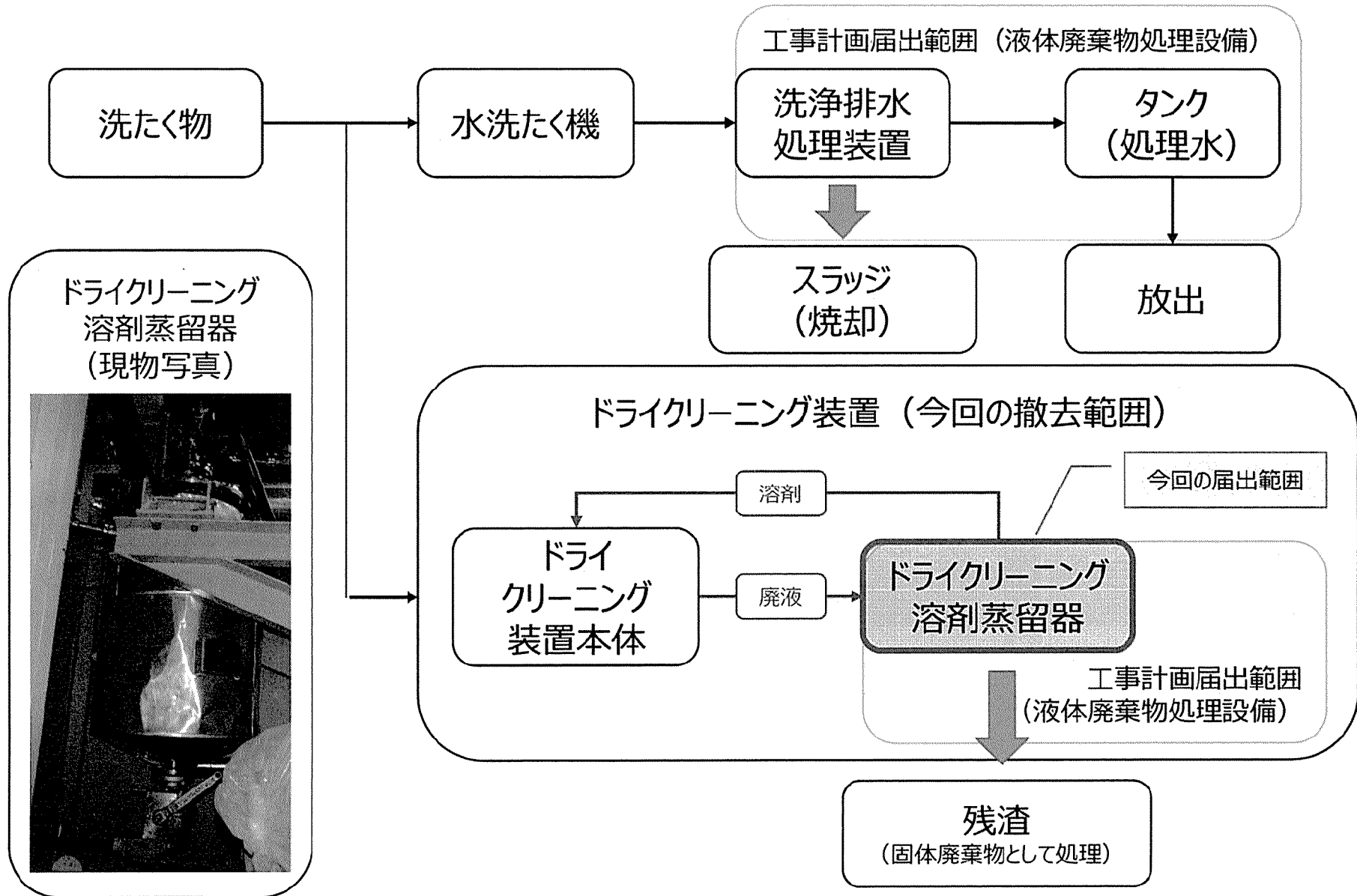
2. 処理意見

本工事計画は、原子炉等規制法第43条の3の10第4項で準用する同法第43条の3の9第3項の規定に適合するものと認められる。なお、電気事業法第48条第4項で準用する同法第47条第3項の規定に関しては、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号の原子力安全に係る基準（原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分）に対して、電気事業法第112条の3第2項の規定により、適合しているものとみなされる。

関西電力から追加で確認した内容

年月日	概要	備考
平成 29 年 7 月 25 日	工事計画の記載事項等の内容について、ヒアリングで事実関係を確認。	<p><提出資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高浜発電所第 3 号機 ドライクリーニング装置撤去工事に係る届出範囲について ・ 工事計画届出書に添付する書類の整理について ・ 運転中プラントへの影響について ・ ドライクリーニング装置撤去工事中の放射性物質漏えい防止策について
平成 29 年 7 月 28 日	工事計画の記載事項等の内容について、ヒアリングで事実関係を確認。	<p><提出資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高浜発電所第 3 号機 ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去に係る使用前検査の省略について
平成 29 年 8 月 10 日	工事計画の記載事項等の内容について、ヒアリングで事実関係を確認。	<p><提出資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

高浜発電所第3号機 ドライクリーニング装置撤去工事に係る届出範囲について



1. 工事計画届出書に添付する書類の整理について

工事計画届出書に添付する書類の整理について

1. 概要

高浜発電所第3号機ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去にあたり、高浜発電所3号機について工事の計画の届出の手続きを行う。

本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該工事の計画の届出の手続きを行うにあたり、工事計画届出書に添付する書類について整理する。

また、併せて「電気事業法」に基づく工事計画の手続きの要否についても整理する。

2. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく工事計画届出書に添付する書類の整理について

工事計画届出書に添付する書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上覧に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要があるが、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、本届出範囲である「放射性廃棄物の廃棄施設」に要求される添付書類の要否の検討を行った。検討結果を表1に示す。

3. 「電気事業法」に基づく工事計画の手続きの要否について

「電気事業法」に基づく工事計画の手続きは、「原子力発電工作物の保安に関する命令」の別表第一及び別表第三に規定されている。

ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去については、「改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、非風機及びブロワを除く。）、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係る工事」であり、「原子力発電工作物の保安に関する命令」の別表第一及び別表第二に規定する工事計画の事前届出を要するものに該当する。

表1「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく工事計画届出において
要求される添付書類及び本届出における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	高浜3号機	
	添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通		
送電関係一覧図	×	本工事計画は送電関係設備の変更を伴わないため不要。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う 制限工事係る場合は、当該区域内の急傾 斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	本工事計画は急傾斜地崩壊危険区域内での工事ではないため不要。
工場又は事業所の概要を明示した地形 図	×	本工事計画は地形図の変更を伴わないため不要。
主要設備の配置の状況を明示した平面 図及び断面図	×	本工事計画は主要設備の配置の変更を伴わないため不要。
単線結線図	×	本工事計画は単線結線図の変更を伴わないため不要。
新技術の内容を十分に説明した書類	×	本工事計画は撤去工事であり、新技術を伴わないため不要。
発電用原子炉施設の熱精算図	×	本工事計画は発電用原子炉施設の熱精算に関連しないため不要。
熱出力計算書	×	本工事計画は熱出力に関連しないため不要。
発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書	○	本工事計画に係る内容は許可に抵触するものではないことを明確に するため添付する。
排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書	×	本工事計画は排気中及び排水中の放射性物質の濃度に影響を与えな いため不要。
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工 場又は事業所内の場所における線量に 関する説明書	×	本工事計画は線量管理に係る変更はないため不要。
発電用原子炉施設の自然現象等による 損傷の防止に関する説明書	×	本工事計画はドライクリーニング装置を撤去するものであり、設置す る施設を変更するものでないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	高浜3号機	
	添付の要否 (○・×)	理由
排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	本工事計画は排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の変更は伴わないため不要。
取水口及び放水口に関する説明書	×	本工事計画は取水口及び放水口に係るものではないため不要。
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	×	本工事計画は撤去工事であるため、設定根拠は不要。
環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	本工事計画は環境測定装置の変更は伴わないため不要。
クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書	×	本工事計画はクラス1機器及び炉心支持構造物に関連しないため不要。
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	×	本工事計画は安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する変更は伴わないため不要。
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	本工事計画は発電用原子炉施設の火災防護上の変更を伴わないため不要。
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	本工事計画は発電用原子炉施設の溢水防護上の変更を伴わないため不要。
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	本工事計画は高速回転機器や高エネルギー配管の変更を伴わないため不要。
通信連絡設備に関する説明書	×	本工事計画は通信連絡設備の変更を伴わないため不要。
通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	×	本工事計画は通信連絡設備の変更を伴わないため不要。
安全避難通路に関する説明書	×	本工事計画は安全非難通路の変更を伴わないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	高浜3号機	
	添付の要否 (○・×)	理由
安全避難通路を明示した図面	×	本工事計画は安全非難通路の変更を伴わないため不要。
非常用照明に関する説明書	×	本工事計画は非常用照明の変更を伴わないため不要。
非常用照明の取付箇所を明示した図面	×	本工事計画は非常用照明の変更を伴わないため不要。
放射性廃棄物の廃棄施設		
放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器（流 体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装 置及び自動警報装置並びに排気筒を除 く。）の配置を明示した図面及び系統図	○	本工事計画は放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置及び系統図 に変更があるため添付する。
排気筒の設置場所を明示した図面	×	本工事計画は排気筒に関連しないため不要。
耐震性に関する説明書	○	本工事計画により、既設との取り合いを含めて耐震性に及ぼす影響が ないことを確認するため添付する。
強度に関する説明書	○	本工事計画により、既設との取り合いを含めて強度に及ぼす影響がな いことを確認するため添付する。
構造図	○	本工事計画は放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器を撤去するもので あるため添付する。
排気筒の基礎に関する説明書及びその 基礎の状況を明示した図面（自立型のも のに限る。）	×	本工事計画は排気筒に関連しないため不要。
流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大 防止能力及び施設外への漏えい防止能 力についての計算書	○	本工事計画により、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及 び施設外への漏えい防止能力に影響を与えないことを確認するため 添付する。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	高浜3号機	
	添付の可否 (○・×)	理由
固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書	×	本工事計画はドライクリーニング装置溶剤蒸留器の撤去に係るものであり、液体廃棄物処理設備の撤去であるため不要。
放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材の放射線の遮へい及び熱除去についての計算書	×	本工事計画は放射性廃棄物運搬用容器に関連しないため不要。
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	○	本工事計画により、流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置に影響を与えないことを確認するため添付する。
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	○	ドライクリーニング装置溶剤蒸留器の撤去における「設計」に関する品質管理の方法等を説明するため添付する。

平成 29 年 7 月 25 日
関西電力株式会社

運転中プラントへの影響について

今回、ドライクリーニング装置を撤去することによる運転中プラントへの影響について以下のとおり説明する。

1. 撤去工事

ドライクリーニング装置が設置されている場所は、洗たく室内(原子炉補助建屋 E.L. +4.0m)であり、付近に安全上重要な設備は設置されていない。

また、当該装置に接続されている系統は、補助蒸気系統や純水系統等で、運転中においても隔離可能なユーティリティ系統であり、他の工事計画認可(届出)対象設備とは切離された独立した設備である。

以上のことより運転中プラントにおいて、撤去工事を実施しても安全上重要な設備に影響を与えず撤去作業を実施できる。

2. 洗浄排水処理装置運転

洗浄排水処理装置は、プラントの安全・安定運転する安全上重要な設備とは独立した設備である。(洗たく排水を処理する専用設備)

また、洗浄排水処理装置の処理運転方法は、社内標準に定められており適切な洗たく排水処理方法が確立できている。

以上のことより全量水洗い方式に変更しても洗浄排水処理装置運転がプラントの運転に影響を与えることはない。

以上

平成 29 年 7 月 25 日
関西電力株式会社

ドライクリーニング装置撤去工事中の放射性物質漏えい防止策について

ドライクリーニング装置撤去工事中の放射性物質漏えい防止策について以下のとおり説明する。

1. ドライクリーニング装置に残留している溶剤について

平成 26 年度に洗浄排水処理装置の使用前検査に合格し、使用を開始したことから、代替フロンがオゾン層破壊に影響を及ぼすが、自然環境への配慮および作業服の臭い対策のために水洗たく機を主とした洗たくに切替えを行っており、ドライクリーニング装置は自主的に運用を停止している。

運用停止にあたり、系統内の代替フロンを全て消費するとともに溶剤蒸留器に残っている残渣を全て排出していることから、目視で確認できる範囲に溶剤は残っておらず、系統内に残っていたとしても極わずかな量と考える。

2. 解体時の漏えい拡大防止策について

目視で確認できる範囲には溶剤は確認されていないが、配管切断時に残留溶剤が漏えいする可能性を考慮して、以下の対策を実施する。

- (1) 解体エリアはグリーンハウスを設置し、局所排気装置で浄化する。
- (2) 作業者は、タイベック・マスク等の保護具を着用して解体・切断作業を行う。
- (3) 解体時は、溶剤受けを設置するとともに、残留溶剤の有無を確認する。
- (4) 解体・切断した廃棄物は、ドラム缶またはボックスパレットに収納し、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。

以上

平成 29 年 7 月 28 日

関西電力株式会社

高浜 3 号機 ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去に係る使用前検査の省略について

1. はじめに

高浜発電所 3、4 号機では、代替フロンガスを使用しているドライクリーニング装置と水洗たく機を併用して管理区域内で着用した作業着等の洗たくを行っていますが、オゾン層破壊、地球温暖化等の環境への影響の配慮から、今後、代替フロンは使用しないこととし、ドライクリーニング装置は撤去し、全量水洗いに変更する計画としています。

2. 工事計画届出について

高浜発電所第 3 号機に施設しているドライクリーニング装置のうち、「ドライクリーニング溶剤蒸留器」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 10 第 1 項の規定に基づく工事計画届出の対象設備であり、今回、ドライクリーニング装置全体を撤去することから、「ドライクリーニング溶剤蒸留器」を撤去する旨の工事計画の届出を提出しました。

3. ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去に伴う適合性確認検査及び使用前検査の取扱いについて

ドライクリーニング溶剤蒸留器は、上記の工事計画届出書において、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」とする。）第 39 条（廃棄物処理施設等）の適用を受けると整理しており、ドライクリーニング溶剤蒸留器を撤去しても要求される廃棄物処理能力を十分満足できること等から技術基準規則第 39 条への適合性に影響を与えるものではないと考えられるため、発電所では、適合性確認検査にて実際に計画どおりに撤去工事されたことを五号検査として確認する予定です。（適切に撤去されていることで、技術基準に影響を与えていないことを確認する。）

一方、使用前検査につきましては、ドライクリーニング溶剤蒸留器が、他の工事計画認可（届出）の対象物となる発電用原子炉施設とは切り離された独立した設備であること及び同室内にドライクリーニング溶剤蒸留器以外に工事計画認可（届出）の対象となる設備は設置していないことから、今回の撤去工事は、他の発電用原子炉施設に影響を与えるものでないと考えており、「実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領」に記載されております「使用前検査の省略」に関する事項に該当すると考えられますので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十七条第四項に基づく使用前検査の省略指示を頂きたいと考えております。

○実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領（抜粋）

IV 使用承認等

3. 使用前検査の省略指示

規則第17条第4号の規定においては、発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと認められ、使用前検査を受けずに設備を使用することができる場合について規定している。「設置の場所の状況又は工事の内容により支障がない」とは、

- ・ 既設のほかの発電用原子炉施設に影響を与えない設備の撤去の工事
- ・ 予備品の共用化又は所属替え等、工事計画の手続きのみで設備に対して加工等の変更を加えない場合（基本設計方針の変更に関する工事は除く。）等が該当する。

4. 使用前検査省略実績

以下に、同種工事に関する使用前検査省略指示を受けた実績を示します。

	工事計画届出日	使用前検査省略指示の有無	撤去後の保安調査等の有無	備考
美浜2号機	H17.8.1	有 (H17.8.24)	無	
美浜3号機	H17.8.1	有 (H17.8.24)	無	
大飯3号機	H20.8.1	無 ^{※1}	—	洗たく排水処理装置改造工事と一括届出
大飯1号機	H21.10.29	有 (H21.11.27)	無	
高浜1号機	H24.5.21	有 (H24.6.19)	無	

※1：ドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去に対して使用前検査を受検したのではなく、同一の工事計画届出において、洗たく排水処理装置の改造（逆浸透膜方式から膜分離活性汚泥方式への変更）を行ったため、洗たく排水処理装置の設置状況について使用前検査で確認いただいた。

以上

<参考>

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第四十三条の三の十（工事の計画の届出）

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

第十七条（使用前検査を要しない場合）

法第四十三条の三の十一第一項 ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

（一～三 省略）

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用する旨を指示した場合

实用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領

3. 使用前検査の省略指示

規則第17条第4号の規定においては、発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと認められ、使用前検査を受けないで設備を使用することができる場合について規定している。「設置の場所の状況又は工事の内容により支障がない」とは、

- ・ 既設のほかの発電用原子炉施設に影響を与えない設備の撤去の工事
- ・ 予備品の共用化又は所属替え等、工事計画の手続きのみで設備に対して加工等の変更を加えない場合（基本設計方針の変更に関する工事は除く。）等が該当する。

当委員会が、工事計画認可申請を認可又は工事計画届出がなされた際に、設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと想定され、当該工事をしようとする者に設置の場所の状況又は工事の内容を確認し、支障がないと認められる場合には、規則第17条第4号の規定に基づき、当該工事をしようとする者に対して、当該工事計画の認可日又は届出の工事開始の制限期間が明けの日以降速やかに、法第43条の3の11第1項に規定する検査を受けないで使用する旨の指示を添付-6に示す様式3により行うこととする。

ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去に関連する技術基準規則（設計基準対象施設）

○：審査対象条文
×：審査対象外条文

技術基準規則	適用条文	工事の内容に 関係するもの	審査対象条文	理由
(第四十条) 設計基準対象施設の地盤	○	×	×	設計基準対象施設の地盤については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、設計基準対象施設の地盤に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	○	○	○	ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去工事においては、ドライクリーニング溶剤蒸留器と取り合う既設機器をすべて撤去することとしている。具体的には、溶剤ポンプ、補助蒸気配管、蒸気復水管、制御盤、操作盤等のすべての機器を取り外すこととしており、高浜3号機 工事計画認可申請(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可)にて評価した原子炉補助建屋の耐震性に影響を及ぼすことはない。
(第六十条) 津波による損傷の防止	○	×	×	津波による損傷の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第七十条) 外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えない。また、ドライクリーニング溶剤蒸留器は設計基準対象施設であるため、本条文の適用を受けるが、本工事は、撤去工事であるため本条文は関連しない。
(第八十条) 立ち入りの防止	○	×	×	立ち入りの防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、立ち入りの防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第九十条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第十十条) 急傾斜地の崩壊の防止	○	×	×	急傾斜地の崩壊の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第十一十条) 火災による損傷の防止	○	×	×	火災による損傷の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、ドライクリーニング溶剤蒸留器は不燃材料であり、かつ、撤去工事であることから、火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えないため本条文は関連しない。なお、ドライクリーニング装置撤去後に水洗濯機を設置するが、水洗濯機は、大部分が不燃材料であり、既工認の火災影響評価を変更する必要がないことを確認している。
(第十二十条) 発電用原子炉施設内における溶水等による損傷の防止	○	×	×	発電用原子炉施設内における溶水等による損傷の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されている。また、本工事は、撤去工事のため、溶水量が増加することなく、ドライクリーニング溶剤蒸留器の設置場所には、溶水防護対象設備は設置していないことから、溶水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。なお、ドライクリーニング装置撤去後に、水洗濯機等を設置するが、既工認の溶水影響評価に影響しないことを確認している。
(第十三十条) 安全避難通路等	○	×	×	安全避難通路等については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、安全避難通路等に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第十四十条) 安全設備	○	×	×	安全設備については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、ドライクリーニング溶剤蒸留器は安全設備ではなく、また、本工事は、安全設備に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第十五十条) 設計基準対象施設の機能	○	×	×	設計基準対象施設の機能については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、ドライクリーニング溶剤蒸留器は、設計基準対象施設であるが、本工事は、撤去工事のため、設計基準対象施設の機能に係る設計に影響を与えないことから、本条文は関連しない。
(第十六十条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	全交流動力電源喪失対策設備への要求であり、本工事は、全交流電源喪失対策設備に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第十七十条) 材料及び構造	○	○	○	ドライクリーニング溶剤蒸留器撤去工事においては、ドライクリーニング溶剤蒸留器と取り合うすべての機器を撤去することとしている。具体的には、溶剤ポンプ、補助蒸気配管、蒸気復水管、制御盤、操作盤等のすべての機器を取り外すこととしており、高浜3号機 工事計画認可申請(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可)にて評価した既設機器の強度に影響を及ぼすことはない。
(第十八十条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	使用中の亀裂等による破壊の防止への要求であり、本工事は撤去工事であるため、本条文は関連しない。
(第十九十条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	×	流体振動等による損傷の防止(燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁)への要求であり、本工事は、流体振動等による損傷の防止に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十十条) 安全弁等	×	×	×	安全弁等については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、ドライクリーニング溶剤蒸留器には安全弁は設置しておらず、本工事による安全弁等に係る設計に影響を与えないため、本条文は関係しない。
(第二十一十条) 耐圧試験等	○	×	×	耐圧試験等に対する要求であり、ドライクリーニング溶剤蒸留器は、クラス3容器であるため、本条文の対象設備であるが、本工事は、撤去工事であり、耐圧試験等は不要であるため、本条文は関連しない。
(第二十二十条) 監視試験片	×	×	×	監視試験片に対する要求であり、本工事は、監視試験片に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十三十条) 炉心等	×	×	×	炉心等(燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物)に対する要求であり、本工事は、炉心等に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十四十条) 熱遮蔽材	×	×	×	熱遮蔽材への要求であり、本工事は、熱遮蔽材に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十五十条) 1次冷却材	×	×	×	1次冷却材への要求であり、本工事は、1次冷却材に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十六十条) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設への要求であり、本工事は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十七十条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリへの要求であり、本工事は、原子炉冷却材圧力バウンダリに影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十八十条) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等への要求であり、本工事は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第二十九十条) 1次冷却材処理装置	×	×	×	1次冷却材処理装置への要求であり、本工事は、1次冷却材処理装置に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十十条) 逆止め弁	×	×	×	逆止め弁への要求であり、本工事は、逆止め弁に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十一十条) 蒸気タービン	×	×	×	蒸気タービンへの要求であり、本工事は、蒸気タービンに影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十二十条) 非常用炉心冷却設備	×	×	×	非常用炉心冷却設備への要求であり、本工事は、非常用炉心冷却設備に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十三十条) 循環設備等	×	×	×	循環設備等への要求であり、本工事は、循環設備等に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十四十条) 計測装置	×	×	×	計測装置への要求であり、本工事は、計測装置に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十五十条) 安全保護装置	×	×	×	安全保護装置への要求であり、本工事は、安全保護装置に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十六十条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求であり、本工事は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十七十条) 制御材駆動装置	×	×	×	制御材駆動装置への要求であり、本工事は、制御材駆動装置に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十八十条) 原子炉制御室等	×	×	×	原子炉制御室等への要求であり、本工事は、原子炉制御室等に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第三十九十条) 廃棄物処理設備等	○	○	○	ドライクリーニング溶剤蒸留器の撤去に伴い、流体状の放射性廃棄物の発生はなくなる。よって、撤去工事後の洗たく室において、高浜3号機 工事計画認可申請(昭和62年1月6日付け61資行第16856号にて認可)にて評価した流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力について影響を及ぼすことはないが、放射性廃棄物の廃棄施設であるドライクリーニング溶剤蒸留器を撤去することから、本条文の適合性に影響しないことを確認する。
(第四十十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	×	放射性廃棄物貯蔵設備への要求であり、本工事は、廃棄物貯蔵設備等に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十一十条) 放射性物質による汚染の防止	○	×	×	放射性物質による汚染の防止については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、放射性物質による汚染の防止に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十二十条) 生体遮蔽等	×	×	×	生体遮蔽等への要求であり、本工事は、生体遮蔽に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十三十条) 換気設備	×	×	×	換気設備への要求であり、本工事は、換気設備に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十四十条) 原子炉格納容器	×	×	×	原子炉格納容器への要求であり、本工事は、格納容器に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十五十条) 保安電源設備	×	×	×	保安電源設備への要求であり、本工事は、保安電源設備に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十六十条) 緊急時対策所	×	×	×	緊急時対策所への要求であり、本工事は、緊急時対策所に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十七十条) 警報装置等	×	×	×	警報装置等の要求であり、ドライクリーニング溶剤蒸留器に警報装置は設置しておらず、警報装置に影響を与えないため、本条文は関連しない。
(第四十八十条) 準用	×	×	×	準用については、既工認(平成27年8月4日付け原規規発第1508041号)において、適合性が確認されており、本工事は、準用に係る設計に影響を与えないため、本条文は関連しない。